

### 3 「看護職員」が利用できる支援制度

市町村名	名称	制度の概要	担当 問合せ先
薩摩川内市	奨学金返還支援補助金	<p>①概要：大学等の在学期間中に貸与を受けた奨学金について、本市に居住し、かつ、本市内の事業所に正規雇用された方に対し、奨学金返還金の一部を補助します。</p> <p>②補助額：前年度に返還された金額の3分の2（千円未満切捨て）、総額上限300万円（年上限30万円）</p> <p>③対象者：以下の要件すべてを満たす方</p> <p>(1) 四年制大学、短期大学、専門学校（専門士または高度専門士を取得できる課程）、高等専門学校、国及び都道府県知事が認可又は設置する短期大学校及び教育施設（ただし、高等学校卒業者を対象とする課程に限る。）を卒業した方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に該当しない教育機関は対象になりません</li> </ul> <p>(2) 令和5年10月以降に市内の事業者で正規雇用され、市内に勤務している方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の事業者＝ 薩摩川内市内に事業所（本店・支店等を問わない）を置く法人又は団体（法人格をもたない個人事業主などは対象になりません）</li> <li>・正規雇用＝ 雇用期間の定めがなく、社会保険・雇用保険・労災保険に加入している雇用形態のこと</li> <li>・市内に勤務＝ 所属する対象事業者からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない者</li> </ul> <p>(3) 市内の事業者で正規雇用された日において、市内に住所を有し、かつ、登録申込時に35歳未満の方</p> <p>(4) 大学等の在学期間中、本人に返還義務がある奨学金等の貸与を受けていた方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる奨学金等の例：日本学生支援機構、鹿児島県育英財団の奨学金、労働金庫の技能者育成資金融資</li> <li>・その他については、お問い合わせください。</li> <li>・条件付きで免除される病院奨学金等は対象外です。</li> </ul> <p>(5) 他に同様の補助を受けていないこと、国及び地方公共団体の職員でないこと</p>	薩摩川内市定住支援センター（産業人材確保・移住定住戦略室内） 0120-420-200 0996-23-5111
薩摩川内市	就学定住支援補助金	<p>①概要：入学時に同制度の補助を受けた方が薩摩川内市内の病院等に就職された場合は残りの半額も補助します。</p> <p>②補助額：入学金の半額（千円未満切捨て） （免除等を受けた場合、その金額を除いた実納入額が対象額となります）</p> <p>③対象者：以下の要件をすべて満たす方</p> <p>(1) 就学定住支援補助金（市内就学時）の補助を受けられた方</p> <p>(2) 本市内の大学等（鹿児島純心大学、川内看護専門学校）を卒業後、1年以内に本市内の病院等に正規雇用された方（公務員除く。）</p> <p>(3) 申請時点において、本市内に住所を有している方</p>	薩摩川内市定住支援センター（産業人材確保・移住定住戦略室内） 0120-420-200 0996-23-5111
薩摩川内市	薩摩川内市UIJターン者等家賃補助	<p>①概要：本市の300人以下の病院等事業者で就職したUIJターン者に対して、支払った家賃の一部を支援するもの。</p> <p>②補助額（家賃補助）：家賃1か月分額の3/10（甑島地域は5/10）の12か月分 ※上限額：2万円/月（本土）、1万5000円/月（甑島）</p> <p>③補助額（移住支援金）：甑島地域へのUIJターン者のみ対象 単身世帯10万円、二人以上の世帯20万円</p> <p>④対象者：本市に転入前後1年以内に病院等事業者で正規雇用された者、自ら住宅を借り受け、家賃を支払った者</p>	薩摩川内市定住支援センター（産業人材確保・移住定住戦略室内） 0120-420-200 0996-23-5111
薩摩川内市	薩摩川内市医療従事者等確保対策事業給付金	<p>①概要：甑島地域医療従事者等の安定的な確保のため、令和4年度から令和6年度の間、甑島島内の市の診療所及び民間の医療福祉施設等に新たに就職した者に対して、給付金を支給する。</p> <p>1年目 甑島の市の診療所及び民間の医療福祉施設等に新たに就職した者 医師：30万円、その他職種：30万円</p> <p>2年目 雇用開始日から継続して1年間就業した後支給、以降、1年毎に同額を支給（3年間） 医師：20万円、その他職種：10万円</p> <p>②対象者：甑島島内の市の診療所及び民間の医療福祉施設等に新たに就職した者 医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は准看護師、理学療法士、作業療法士、保健師、助産師、臨床検査技師、診療放射線技師、歯科衛生士、管理栄養士、社会福祉士、介護福祉士</p>	薩摩川内市市民健康課 0996-22-8848

### 3 「看護職員」が利用できる支援制度

市町村名	名称	制度の概要	担当 問合せ先
出水市	出水市社会福祉事業等施設新卒職員奨学金返還支援補助金	看護師を含む医療職等養成施設卒業後に、引き続いて本市に所在する社会福祉事業等施設に就職した者の奨学金の返還に要する費用の全部又は一部について、予算の範囲内で補助金を交付するもの 補助金の額は、1年度につき10万円と当該年度に返還した奨学金とを比較していずれか少ない方の額 交付の対象となる期間は、初めて奨学金の返還をした月から奨学金の返還が終了するまでの期間で、36か月を上限	出水市役所 保健福祉部 健康増進課 保健予防係 0996-63-4043
出水市	出水市社会福祉事業等施設職員復職奨励金事業	看護師を含む医療職等の資格を有し、本市に所在する社会福祉事業等施設に復職する者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付するもの 補助金の額は、常勤職員として勤務した者月額1万円、非常勤職員として勤務した者日額1,000円が上限（諸条件あり） 交付の対象となる期間は、いずれも連続する24か月	出水市役所 保健福祉部 健康増進課 保健予防係 0996-63-4044
瀬戸内町	瀬戸内町Uターン者資格取得費助成事業補助金	瀬戸内町で中学校を卒業された35才以上のUターンの方で10年以上本町に住所を定めることを確約された方に10万円を上限に補助対象総経費（資格取得受験料、講習受講料、資格登録料、旅費等）の3分の2以内の額を助成。	瀬戸内町企画課 0997721112